STEP3. 現場体験をする ~現場体験の心得~



挨拶が大切

挨拶は人と人とのコミュニケーションの第一歩です。訪問した時や帰り際には欠かさず行いましょう。 子どもにはもちろんのこと、受入担当者や他の職員、ボランティアの方々とも挨拶を交わしましょう。 特に子どもへの声かけは公平を心がけてください。とかく親しくなった子どもとの関わりが多くなり がちです。複数の子どもが同席している場合など、意識的にすべての子どもに声をかけましょう。

また、職員から施設や体験内容の説明を受けたときや何かを頼まれたときなど、確認のため復唱し、しっかり返事しましょう。常に丁寧な言葉遣いを心がけてください。

子どもが主役であることを肝に銘じて

児童福祉施設においては、子どもが主役です。生活の中で子どもが何を必要としているのか、その立場に立って考えることが大切です。施設は子どもの暮らしのためにあることを忘れずに、それぞれの生活のペース、リズムや気持ち、気分・感情を尊重してください。

なお、施設では、子どもの自立を促進するために一人ひとりの指導計画を作成し、その計画に基づいて支援をしています。子どもの生活や職員の業務を妨げない範囲で体験することに留意してください。

体験中は施設のルールを守り、職員の指示に従って

通常、体験の初めにはオリエンテーションが実施されます。そこでは、施設の目的や子どもの概要・ 一日の流れや体験内容、子どもとの関わり方、諸注意等が説明されます。職員の話をよく聞き、必要事 項はメモを取りましょう。

※居室等でのメモは制限される場合がありますので、体験中のメモについては、職員に確認してください。

身だしなみは清潔が大切

身だしなみに気をつけて、清潔第一を心がけてください。髪を整え(長い髪はまとめて)、アクセサリーははずすなど安全で動きやすい状態で体験を行ってください。エプロンや衣類は洗濯した清潔なものを着用し、衛生面に気を配ることも大切です。必要な場合は着替えを持参します。爪の間の汚れ、フケなどは絶対禁物です。

人と接するときのマナーを忘れずに

現場体験は、「職員」としての体験をするので、体験中は学生であっても「社会人」と見なされます。 施設は子どもにとっては、生活の場であり活動の場です。それと同時に職員にとっては職場です。体 験中は「社会人」としてのマナーを守り、行動してください。

例えば、体験中に携帯電話をかける、体験者同士で必要以上におしゃべりをする、勝手に持ち場を離れるなどの行動は慎んでください。また、貴重品は持っていかないようにし、現金も最小限にしましょう。

ホウレンソウを忘れずに

職員との関係では「ホウ・レン・ソウ (報告・連絡・相談)」を励行しましょう。 任された業務が終了したら、必ず職員に「報告」しましょう。

子どもから何か想定外の事を頼まれた場合は、職員に「**連絡**」してください。 体験の中で感じた疑問や不安などは、職員に「**相談**」しましょう。

わからないことは自分で判断しないで、まず職員に相談し確認してから行動してください。



健康・衛生面には十分に気をつけて

現場体験では普段とは異なった様々な体験を行い、そのストレスもあって体験中に体調を崩してしま う人もいます。体験中に身体の具合が悪くなった場合は無理をせず早めに職員に申し出てください。体 験前に風邪を引いた場合などは、福祉施設で体験が可能かどうか担当者に確認してください。



※また、体験の10日前から前日まで、および体験期間中にインフルエンザ等の感染症になった場合は、体験を中止し、日程を変更して、改めて体験するよう事業所の職員と調整してください。 衛生面については、人にかかわる仕事(体験)上、手洗い・うがいを励行することは、施設内での病気の感染を防ぐだけでなく、自身の健康を守ることにも繋がります。

プライバシーを守って

施設(特に入所型施設)は、子どもが暮らす生活の場であり、非常にプライベートな空間です。したがって、無断で居室に入る、子どもの身の回りの物を勝手に触るなどの行為は厳禁です。

体験中は、子どもやその家族のことなど様々な個人情報を知りうる立場になります。現場体験であっても、守秘義務は厳密に課せられます。特に体験からの帰路、その日に見聞きしたことを話題にすることのないよう注意してください。皆さんの思いが及ばないところで、子どものプライバシーを侵害する恐れがあります。体験終了後も、体験中に知りえた情報を、口外してはいけません。

現場体験の遅刻・欠席について

病気や怪我、家庭の事情等で、体験日に遅刻・欠席せざるを得ないことがあるかもしれません。**その時は、必ず事前に事業所の担当者に連絡してください**。

事業所と子どもたちは、あなたが来られるのを待っておられます。遅刻・欠席時の連絡は、速やかにしましょう。

⇒事業所の方が、あなたの体験に臨む姿勢に対して、体験を続行していただくことが困難と判断された場合、体験の中断を求められることがあります。あらかじめご了解ください。